

# 令和7年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第148号

令和7年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月20日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和7年12月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和7年第4回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月16日（火曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

3番 鈴 木 崇 容                      4番 常 包 恵

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦              議会事務局課長補佐 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之              総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	松本学
福祉保険課長	山本貴文	健康増進課長	溝淵浩一
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所課長補佐	丸山晃弘
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

○大西樹議長 おはようございます。

仲南支所長、所用のため、丸山課長補佐が出席しておりますので、御報告申し上げます。  
ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の  
会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

○平田議会事務局長 御報告申し上げます。

各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会  
中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願  
います。

議会運営委員長、松下一美君。

○松下一美議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の御報告を申し上げます。

12月15日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、本定例会最終日の日  
程等について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第8 議案第15号 琴南町民プール条例の廃止について

日程第9 議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第10 議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

日程第11 議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

日程第12 議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号

日程第13 議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号

日程第14 議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号

日程第15 閉会中の継続調査について

以上の日程とすることで意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、鈴木崇容君、4番、常包恵君を指名いたします。

## 日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月5日に全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案第11号、議案第15号、議案第19号、議案第20号、議案第21号の5件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部より、条例制定の根拠となるこども家庭庁から示された「こども誰でも通園制度」の概要と、これに基づき本町で制定する条例の内容について説明がありました。あわせて、同条例第20条に2つの事業方式が規定されることが示され、本町においては、保護者の利便性やニーズから検討した結果、「一般型乳児等通園支援事業」を採用することと、その具体的な事業内容について説明がありました。

委員より、本事業は大変有意義だが、対象となる乳幼児等が事業に馴染めるのか懸念している。特に受入れ当初の乳幼児等への対応が心配であるとの意見があり、執行部より、各こども園では毎年4月の入園時に不安を抱える乳幼児の受入れに当たり、きめ細かな配慮を行うことで徐々に園生活に慣れてもらっている。今回の事業においても、まず申請を受け付けた後、乳幼児と保護者との面談を実施し、その結果を踏まえて利用方法等を設定していく予定であるため、徐々に乳幼児の不安も軽減されていくものと考えているとの答弁がありました。

委員より、本制度の要点について質疑があり、執行部より、本制度は保育所や認定こども園等に入所していないゼロ歳6か月から3歳未満までの全ての子供の健やかな育ちとその家庭を支援する取組を推進するものである。こども園や保育所と違い、保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで利用可能な枠を設けており、専業主婦（夫）である保護者の方も利用できる制度となっているとの答弁がありました。

委員より、今回の条例は支援事業に関わる事業者側の設備及び運営に係る基準を定めたものだが、制度の運用要綱や細部の規定は今後策定するのか。また、想定される予算計上や人員の確保についてどのように考えているかとの質疑があり、執行部より、想定される利用人数や利用時間の設定等については、3月定例会においてお示しする予定である。費用については、月10時間までは国において財政措置が講じられ、それを超える部分については、町の一般財源を充当することとなる。この月10時間という設定の妥当性や制度全般の運用方法については、今後、さらに検討を重ねていく。また、人員体制については、1名の配置が義務づけられているが、休憩時の交代要員等を考慮すると、勤務環境の観点から、2名以上の体制が必要であると考えているとの答弁がありました。

また、委員より、本制度はこれまで十分とは言えなかった育児負担の軽減に資する有効な仕組みであるとする。乳幼児、保護者、運営側、それぞれの立場や状況に十分配慮しつつ、より実効性の高い制度となるよう、丁寧な条例設計及び運用をお願いしたいとの意見がありました。

次に、議案第15号 琴南町民プール条例の廃止について、執行部より、2つのプールの一般開放に至る経緯と、熱中症警戒アラートや雷注意報の発令により一般開放ができていない近年の利用状況などについて説明があり、また、プール運営を担っているPTAの負担が大きくなっている現状等も総合的に勘案した結果、同条例を廃止するとの説明がありました。

委員より、今後のプールの運用をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、一般開放は中止するが、学校における授業での使用は継続する予定であり、それ以外の用途での利用については、現時点では想定していないとの答弁がありました。

次に、議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号では、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,624万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,624万7,000円とすること、あわせて、これに伴い生じる繰越金等の発生及びその処理について説明がありました。

次に、議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ971万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,171万8,000円とするとの説明がありました。

以上2議案については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,041万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億2,241万4,000円とするとの説明がありました。

委員より、地域密着型介護予防サービス給付金の内容について質疑があり、執行部より、要支援認定を受けた方がグループホームを利用開始したことに伴い、新たに発生した給付であり、今回が初めてのケースである。今後も同様のケースが見込まれることから、介護保険給付全体の中での予算配分について、今後、検討を進めていきたいとの答弁がありました。

以上が議案審査の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれの案件も討論はありませんでした。

それでは、付託された案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、全会一致で可。議案第15号 琴南町民プールの条例廃止について、全会一致で可。議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続審査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

#### 日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済委員長）

**○大西樹議長** 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月8日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第22号の1件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号について、執行部より説明がありました。

まず、収益的支出においては218万8,000円の増額であり、その要因は人事異動に伴う総係費の増額と支払い利息及び企業債取扱諸費の増額である。また、資本的支出については、企業債償還金が不足したため1,294万9,000円を増額するものであるとの説明があり、特に議案に対する質疑等はありませんでした。

以上が議案審査の報告です。

なお、討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

#### 日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月10日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の所管部分の質疑内容の報告がありました。この報告はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願ひします。

12月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第7号、議案第16号及び議案第18号の3件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、執行部から、まんのう町光ネットの加入に際し、町外に住所または主たる事務所を有する者であっても、町内で事業を実施する施設などに受信設備を設置できるようにするため、加入資格に関する規定を改正するとともに、複数台の受信設備を設置可能とする規定を新たに追加するものであるとの説明がありました。

委員より、「町外に住所又は主たる事務所がある者で、町内で事業を実施する者」として想定される事業者はどのようなものか、スーパーや銀行なども考えられるのかとの質疑があり、執行部より、電話回線を利用したインターネット接続サービスであるADSL回線が終了したことにより、町内に工場等を有する食品製造会社からまんのう町光ネットへの加入について問合せがある。また、太陽光発電設備の監視体制への利用についても検討されている状況であるとの答弁がありました。

次に、議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定については、執行部から、現行計画が令和8年3月31日をもって期間満了となることから、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定するに当たり、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員より、仲南支所に2台、健康増進課に1台のマイクロバスがあるが、老朽化しており、更新を検討しているとのことだが、今回の計画では何台の購入を予定しているのかとの質疑があり、執行部より、仲南支所に配備している2台のマイクロバスは廃車する予定であり、今後、仲南支所、健康増進課、総務課、企画政策課など、関係課において協議を進めていく予定である。また、購入に際しては過疎債の活用が可能であればとの考えから、

本計画に組み込んだとの答弁がありました。

委員より、住宅政策について、良好な宅地開発の促進を項目として追加してほしいとの意見があり、執行部より、町が宅地開発、提供する政策については、旧町時代の段階で一定の役割を終えていると考えている。今後は民間の活力による住宅開発を期待しており、その取組を支援する立場であるとの答弁がありました。

委員より、本計画は5か年の計画であるが、住民ニーズの変化に対応できるよう、計画期間の途中で内容を変更することはできるのか。その場合、議会の承認や議決はどのような取扱いになるのかとの質疑があり、執行部より、県との協議は必要となるが、計画の変更は可能で、その際には事前に議案として議会の承認を求めることになるとの答弁がありました。

委員より、計画の検討段階など、早い時期に議会へ提案、協議をすることはできないかとの意見があり、執行部より、今回の計画案については9月10日に町ホームページで公表するとともに、公民館にも資料を備え付け、1か月間にわたって町民の皆さんから広くパブリックコメントを求めてきた経過があるとの答弁がありました。

委員より、議員としてもホームページなどの情報には注意を払うが、執行部においても、より丁寧な提案、情報提供に努めていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号については、教育民生常任委員会、建設経済常任委員会における主な質疑も併せて報告します。

こども園給食賄い材料費の増額に対して、委員より、こども園給食賄い材料費の現状及び給食の質の低下に対する懸念について質疑があり、執行部より、給食に使用する賄い材料の価格が現在高止まりの状態にあり、今後の値上がりも懸念されることから予算を増額計上した。参考として、県学校給食会の通知では、1キロ当たりの米価が469円から11月より645円へと約1.3倍に値上がりしているが、当町においては、地元生産者の協力により年度当初の単価のままで納入いただいている。また、教育委員会としては賄い材料費が上昇した場合であっても、給食の質や量については維持することを心がけているとの答弁がありました。

委員より、当町の地産地消・安全な食材の提供を基本とした自校自園方式の給食は大変優れた取組であり、今後も堅持されたいとの意見がありました。

島ヶ峰地区の整備計画見直しに伴う展望台関連工事費の減額に対して、委員より、島ヶ峰地区の整備計画については、地元関係者などの要望を聞きながら進めてほしいとの意見があり、執行部より、地元関係者の総意を反映できるよう、協議しながら進めたいとの答弁がありました。

老朽危険空き家除却支援事業費の増額に対して、委員より、危険空き家問題は全国的に課題となっていることから、国や県に対して要望するべきであるとの意見があり、執行部より、香川県に対して町の重点要望事項として要望したいとの答弁がありました。

また、委員より、農地においても耕作放棄地などの問題もあることから、併せて要望し

てほしいとの意見がありました。

町債の合併特例債が3,040万円減額され、発行に余裕ができたことに対して、委員より、今後、新たな事業を予定しているのかとの質疑があり、執行部より、現時点においては新たな事業の予定はないが、企業誘致に係る費用に充てることを検討しているとの答弁がありました。

人事院勧告に関して、委員より、会計年度任用職員に対する影響や待遇面での改善はあるのかとの質疑があり、執行部より、期末・勤勉手当において一般職員と同様に0.05月分の増額となるが、給与の4月遡及については、仲多度郡内の他町と同様に実施しないこととしており、今後、郡内の総務課長会議などで協議していきたいとの答弁がありました。

委員より、会計年度任用職員も同じ町行政を担う一員であるとの認識に立ち、その皆さんのモチベーションが維持されるよう、適切な対応をお願いしたいとの意見がありました。

以上が議案審査の主な質疑や答弁の報告です。

なお、いずれも討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、全会一致で可。議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について、全会一致で可。議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## **日程第6 議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第6、議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第7 議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○大西樹議長 日程第7、議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第8 議案第15号 琴南町民プール条例の廃止について

○大西樹議長 日程第8、議案第15号 琴南町民プール条例の廃止についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第15号 琴南町民プール条例の廃止についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について

○大西樹議長 日程第9、議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第10、議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第11、議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別

会計補正予算（案）第1号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## **日程第12 議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号**

**○大西樹議長** 日程第12、議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## **日程第13 議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号**

**○大西樹議長** 日程第13、議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第14、議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号の件を議題とします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第15、閉会中の継続調査についての件を議題とします。

各常任委員長より所管事務の調査を行うため、また、議会運営委員長より議会運営を効率的、円滑に行うために閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和7年第4回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

**閉会 午前10時10分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月16日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員